

四字句への返り点 再説

—返り点に非ざる返り点を撤廃せよ—

古田島洋介*

らである。必要最低限の字句のみ示せば—

- A 有^四三^三年^之愛^於其^父母^一乎^二
B 有^三三^三年^一之^一愛^於其^父母^一乎^二

今でもB方式のほうが合理的だとの結論は変わらない。ただし、本誌第二十号の拙文では、是非の論じ方に不十分な点があり、結果として、いささか説得力を欠いたのではないかと懸念する。そこで、ここに再び四字句への返り点を取り上げ、誰もが一点の曇りもなくB方式の合理性を納得できるよう、A方式の不合理性を鳴らすこととしたい。

—

すでに本誌第二十号（第二十回記念号／平成二十四年三月）所載の拙文で、四字句への返り点を論じた。端的に言えば、左掲の二種の返り点のうち、現行の漢文教科書をはじめ、漢文学で標準とされているA方式よりも、歴史学・古文書学などで使われているB方式のほうが合理的だとの結論であった。「之に三令五申す」（『史記』孫子呉起列伝）を例とすれば、次のとおり。

- A 三^三令^五申^之一^二
B 三^三令^一五^一申^之一^二

右のB方式を是とし、A方式を非とした主な理由は、「其の父母に三年の愛有るか」（『論語』陽貨）の四字句「三年之愛」をA方式のように二字と二字、すなわち「三年／之愛」と切るのは、いかにも不自然だか

現在、漢文の教授法においてA方式が標準とされるのは、現行の返り点法の大要を確定した明治四十五年（一九一二）文部省「漢文教授ニ関スル調査報告」（以下《明45調査報告》と略記する）がA方式の返り点を採用したからである。その「返り点法」第三は、次のように説明している。

- 一二三等の符号は二字以上を隔てて顛読する場合に用ふ。但連続せる熟語を直読する場合にも用ふ。

一読してわかるように、四字句への返り点に関わるのは、後半の但し書きの字句だ。《明45調査報告》は（一）（十）すなわち計十則の用例を掲げているが、この但し書きが適用されるのは最後の（九）と

(十) である。《明45調査報告》の例文は連続符号を一つも付けていない。誤解を防ぐため、書き下し文を添えておく。

(九) 欲取捨料酌之。

(之を取捨料酌せんと欲す)

(十) 未嘗不嘆息痛恨於桓靈也。

(未だ嘗て桓靈に歎息痛恨せずんばあらざるなり)

返り点に関するかぎり、A方式を採用していることは明らかだろう。

但し書きに「連続せる熟語を直読する場合」とあるとおり、いずれも上方の「二」点から下方の「三」点へと進み、連続する二つの熟語、つまり(九)では「取捨」と「斟酌」を、(十)では「嘆息」と「痛恨」を、それぞれ「直読」すなわち上から下へと読むことになる。

けれども、《明45調査報告》の説明を改めて読んでみれば、「一二三等の符号」つまり大返り(「一」点・「上」点・「甲乙」点・「天地」点)を「顛読」に用いるとする前半の記述と、「直読」にも使うとする後半の但し書きとは、返り点の機能という点で、どう見ても矛盾があるとしか言いようがない。「顛読」つまり下から上に読み戻すための符号としながら、時として「直読」つまり上から下へと読み進めるための符号でもあるというのだから。

第二十号の拙文では、右の(九)(十)のごとき「二」点↓「三」点の直読を(逆行の原則)の例外として扱った。言うまでもなく、通常、大返りは、下から上へ「一」点↓「二」点↓「三」点……と逆行してゆくはずだからである。右のような「二」点↓「三」点の直読が(逆行の原則)の例外であることに間違いはあるまい。

しかし、よくよく考えてみれば、右は、大返りの用法の一たる(逆行の原則)の例外であるどころか、返り点の本質的な機能、すなわち「下から上への転倒を示す」機能を踏みにじっている。手取り早く言えば、直読の順序を示す(九)(十)のような「二」点↓「三」点のうち、少なくとも「三」点は、実のところ返り点ではない。話は単純そのもので、(当該「三」点は、下から上への返り読みを示しているわけではないのだから、返り点ではない)ということだ。こうした返り点に非ざる返り点を交えたことこそが、四字句への返り点を混乱させる根本的な原因なのではないか。誰もが(九)(十)の返り点を見て抱く違和感は、決して返り点の用法に不慣れなためではあるまい。そもそも返り点とは言えない「三」点が返り点の装いをまもって用いられているから奇異な印象を拭えないのである。

実際、この種の「三」点が、通常の「三」点に接近して現れると、いったい返り点の用法はどうなっているのか、何やら首をかしげざるを得ない雲行きになる。閲読・解釈には毫も支障がないため、そのまま遣り過ごしてしまうのがふつうだろうが。たとえば、次の一節に見える二つの「三」点だ。

戎狄……東至於衛、侵盜暴虐中国。……周襄王既居外四年、乃使使告急于晋。

(戎狄……東のかた衛に至り、中国を侵盜暴虐す。……周の襄王既に外に居ること四年、乃ち使ひをして急を晋に告げしむ)『史記』匈奴伝)

同じく「三」点でありながら、なぜ前者は「二」点の下方に現れ、後

者は「二」点の上方に位置するのか。前者は例外的な用法、後者が一般的な用法だろうと見当はつくものの、返り点の用法に対し、何となく当てにならぬ印象を抱くのが素直な実感ではなからうか。

二

《明45調査報告》は、なぜ返り点とは呼べぬ返り点を交えてまでA方式を採ったのか。単なる不用意が原因ではあるまい。《明45調査報告》には当時の文部省による前書きがあり、「文学博士服部宇之吉外十八人ニ漢文教授ニ関スル事項ノ取調ヲ囑託セシカ」云々と記されている。一代の碩学として知られる服部宇之吉（一八六七〜一九三九）以下の学者十名がなおざりに《明45調査報告》を作成したとは思えない。やはり、明治期に行われていた返り点の実態に基づいて、漢文教育の現場に資すべく、最も穏当と判断した返り点法を選んだのであろう。《明45調査報告》が明治四十五年（一九一二）すなわち明治も最後の年に発表された文書である以上、明治期の返り点法を総括する意味合いをも持っていたと見なしてよいのではないか。

もっとも、ここで明治期に行われていた返り点を広く見渡す余裕はなく、また、当時の膨大な漢文関係の資料すべてについて私が返り点の用法を知悉しているわけでもない。そこで、文字どおり恣意による選択ではあるが、明治期の二書を資料として、四字句への返り点がどのように付けられていたかを観察し、以て《明45調査報告》がA方式を採用した理由を推察してみよう。当該の二書は、左記のごとくである。

▽頼山陽『増補日本外史』（明治九年（一八七六）） 版權免許、明治十

三年（一八八〇）出版／出版人〓京都府平民 頼又次郎、発売人〓東京 阪上半七）全十二冊。

▽三尾重定「編輯」『漢文紀事論説五百題』（明治十七年（一八八四）

版權免許、同年（一八八四）刻成出版／出版人〓東京府平民 水野

幸、発売人〓東京府平民 水野慶次郎）上・下〓全二冊。

わずか二書にすぎない。四字句への返り点に関心を持つ向きが、今後さらなる資料を補充してくださることを望む。

（一）『増補日本外史』

当書は、返り点を打つのみで、送り仮名は一字も見えない。ただし、ほぼ現行方式そのままと言ってよいほど丁寧に連読符号を付けている。たとえば、次のような体裁だ（以下、書き下し文は、恣意による訓読を示す。なお、原書は句点のみで字句を切るが、便宜上、適宜に読点をも交えて引用する）。

・充^ニ塞海陸。^ニ*冊一・四九頁・後ろより第一行

（海陸を充塞す）

・巡^ル視国内、按^テ抛^ス士民。^ニ*冊八・六七九頁・第二行

（国内を巡視し、士民を按抛す）

右は二字から成る動詞への返り読みだが、左のように名詞（ここでは「三年」「功德」）に返る場合も、やはり連読符号が付けてある。

- ・乱_三官民、三_三年于_レ此。*冊二・一二四頁・第一行
(官民を乱すこと、此に三年なり)
- ・有_四功_三徳於_二天下。*冊二・一五六頁・第三行
(天下に功徳有り)

それぞれ「于」「於」に付けられた返り点が奇妙に映るかもしれないが、こうした助字の扱いは現行の方式と異なり、両字とも置き字とせず、いずれも助詞「に」を当てて「于」「於」と訓じているためである。

三字句への返り読みも確認しておこう。現行方式と同様に、二つの連読符号を用いて三字を連結している。「于」と訓じている点は、右に同じ。

- ・蒙_三平氏恩、二_三十年于_レ此。*冊一・三九頁・後ろより第三行
(平氏の恩を蒙ること、此に二十年なり)

では、いよいよ四字句への返り読みである。三例を挙げておく。第一例が「於」と訓じて返り点を打っていることは、右に見た例に漏れない。

- ・比_三肩接_四踵_於二一時。*冊六・五〇〇頁・第三行
(一時に比肩接踵す)
- ・鼓_三舞奔_三走一世之豪俊。*冊九・七七七頁・第六行
(一世の豪俊を鼓舞奔走せしむ)
- ・発_三縦指_三示之。*冊九・七七八頁・第六行
(之に発縦指示す)

第一例は、『明45調査報告』に見えた例文(九)そのものである。返り点も連読符号も現行のA方式そのままだが、『明45調査報告』とは連読符号を省いたのが気になるところだ。

思うに、『明45調査報告』は、江戸時代の合符の名残を留めると同時に、印刷のうえでも煩わしい連読符号を、新時代の漢文教育にふさわしくない符号として嫌ったのではないか。江戸時代、符号としては今日の連読符号と同一であるものの、熟語の類に合符を付けることが広く行われていた。字間の右か中央に「」を付ければ、熟語を音読みせよと指示する音合符、字間の左に「」を付ければ、熟語を訓読みせよと指示する訓合符であるのが通例だった。しかし、もし江戸時代風に合符を使うとすれば、第一例では「一時」のように、第二例でも「一世」「豪俊」のごとく、すべての熟語に合符をほどこすことになる。これは甚だ煩瑣である。だからといって、返り点による切断を防ぐべく「比肩」や「接踵」にだけ合符を用いれば、あらゆる熟語に合符を付けるわけではない以上、例外を設けることになって不統一が生じる。したがって、一切の合符を省くに如くは莫し——このように考えて、『明45調査報告』は、すべての合符を省略することにしたのではなからうか。

- 実際、『増補日本外史』には、江戸時代式の合符を使ったとしか思われない箇所もある。今日ならば、連読符号を用いずにすませるところだ。
- ・及_三三韓_三肅慎。*冊一・一頁・後ろより第三行
(三韓・肅慎に及ぶ)

これは「三韓」「肅慎」がそれぞれ熟語ゆえに付けたとしか思えない

合符である。もちろん、すでに見たように、『増補日本外史』は、すべての熟語に合符をほどこしているわけではない。けれども、どこかに江戸時代流の「合符」熟語を表すための符号」との意識が残っていたのではなからうか。だからこそ、返り点で切断される可能性のない右の「三韓」「肅慎」に——おそらくは、固有名詞だからとの意識も手伝って——つい合符を付けてしまったのではないだろうか。

要するに、『増補日本外史』に見える連続符号は、ほとんど今日の用法に等しいものの、稀まれとはいえ、江戸時代式の合符つまり熟語符号との意識を残していた部分もある、ということになる。

確認しておくべきは、符号としては同一でありながらも、江戸時代風の合符は、熟語を示すために付ける符号であったのに対し、現行の連続符号は、あくまで連続して読むべき字が返り点によって切断されてしまふのを防ぐための符号だという点である。おそらく『明45調査報告』の執筆者たちは、合符を江戸時代式に熟語を示すための符号と捉えていたのではないか。それゆえ、返り点が掛かったところにだけ合符を用いるのでは、気ままな用法に映りかねないため、合符つまり連続符号をすべて省くことにしたのではないだろうか。

(2) 『漢文紀事論説五百題』

本書は、合符つまり連続符号ヘイブツアンを一切用いない。返り点の用法も、合符を付けない点でも、丸ごと『明45調査報告』と一致する。全文に送り仮名が付いているので、きわめて読みやすい。

まず二字への返り読みを見てみよう(以下、書き下し文は、原書の返り点・送り仮名に従う。なお、本書も句点のみで字句を切るが、便宜上、

読点をも交えて引用する)。

・所シヨ以ニ人シ異ニ於ニ禽獸ニ者ニ……*上冊・二七〇・後ろより第五行

(人の禽獸に異なる所以ゆゑんの者)

・崇シヨウ尚シヨウ文学ガク、奨シヨウ励リキ節セツ義ギ……*下冊・四三〇・第五行

(文学を崇尚すうじやうし、節義を奨励じやうりきす)

「所以」にも、また「崇尚」「奨励」にも、合符「」連続符号が見えない。全書にわたり、徹底して合符「」連続符号を用いない方針だ。

ただちに四字句への返り読みの例を挙げれば、次のとおり。第二例の「於」「之」は、いずれも置き字の扱いである。

・反ヘン覆フク熟ジュク誦ソク之シ……*上冊・五六〇・後ろより第五行

(これを反ヘン覆フク熟ジュク誦ソクす)

・暢チャウ情ジヨウ適テイ意イ於ニ風月フウゲツ之シ吟嘲インチャウ……*下冊・二〇ウ・第五行

(風月の吟嘲インチャウに暢情適意チャウジヨウテイイし)

果たして「反覆」「熟誦」にも、「暢情」「適意」にも、返り点が打つてあるだけで、その他の符号は何も見えない。『明45調査報告』とまったく同じ体裁だ。

もし合符「」連続符号を使わなのまま、「三」点が「二」点の下に位置するのを避けるべく、単に「二」点だけを付けると、どうなるか。

・反ヘン覆フク熟ジュク誦ソク之シ……

・暢チャウ情ジヨウ適テイ意イ於ニ風月フウゲツ之シ吟嘲インチャウ……

これでは読みづらくて仕方あるまい。「反覆」「暢情」が熟語であることは即座に見抜けたとしても、どのような順序で「熟誦」「適意」を読めばよいのか、甚だ不安な景色である。「反覆熟誦」または「暢情適意」の四字を連続して読ませようとし、なおかつ合符Ⅱ連続符号を用いないとなれば、たしかに「三」点を「二」点の下方に打つしかあるまい。合符Ⅱ連続符号を使わない方針で一貫する以上、これはこれで合理的な処置だろう。

《明45調査報告》は、この種の一貫性、つまり徹底して合符Ⅱ連続符号を用いない方針を採ったものかと推される。これまで私は、《明45調査報告》の例文を引くにさいして、恣意に連続符号を付け、たとえば前掲(九)を「欲取捨對酌之」のごとき体裁に改めていた。しかし、このような引用の仕方は、《明45調査報告》の意図を裏切るものであった可能性が高い。一切の合符Ⅱ連続符号を省く方針であればこそ、《逆行の原則》に違うことを承知しつつも、「二」点の下方に「三」点を打ってみせたのであろう。

三

現在、連続符号は、連続して読むべき語句が返り点によって切断されるのを防ぐために用いられる。かつて熟語符号として用いられていた合符とは、本質的な機能を異にするのだ。つまり、見かけの符号としては、合符Ⅱ連続符号だが、その機能としては、合符Ⅲ連続符号なのである。

そのうえ、今日では、連続符号が必要であれば、必ず連続符号を付けるのが主流と見受けられる。今なお、連続符号を「省いてもよい」と解説す

る漢文関係の参考書もあるが、これは言語道断の説明だろう。下から上へと返ることを指示する返り点だけでは、正確に読み順を示せない場合がある。上から下へと読み進めることを指示する連続符号は、その返り点の不足を補うべく不可欠の補助符号であり、決して省略してはならない。連続符号を省いたりすると、読み順が互いに異なるのに、返り点だけは互いに同じ、という珍妙な事態が生じてしまう。左の二例を対比すれば、ただちに了解できるはずだ。

- ・ 輕_二其志_一 (其の志を輕んず) * 『礼記』祭統
- ・ 輕_二蔑民_一 (民を輕蔑す) * 『詩經』大雅「桑柔」

いずれも三字から成り、返り点はまったく同じ。けれども、第一例が「③①②」の順序で訓読するのに対し、第二例は、「輕蔑」を一続きに読むため、「②③①」の順序で訓読することになる。いくら返り点を見つめても、両者の読み順の相違はわからない。第二例を誤って「蔑民を輕んず」と読む向きがあっても、決して不思議ではないだろう。

要するに、「下から上へと返れ」と命ずる返り点には、訓読の順序を示すべく、どうしても限界があるということだ。その欠点を補うのが「上から下へと読み進めよ」と命ずる連続符号にはかならない。第二例については、必ず次のように連続符号を付け、読み順を明確にせねばならぬ。

- ・ 輕_二蔑民_一 (民を輕蔑す)

右に述べたように、連続符号が連続して読むべき語句が返り点によ

て切断されるのを防ぐために用いる符号であり、なおかつ、必要な箇所には必ず付ける符号であるとするならば、本稿の冒頭に掲げたA方式「三令五申之」が不合理なことは明らかだろう。「二」点の下方に位置する「三」点、返り点ならでは「下から上へと返れ」との指示ではなく、連続符号と同じく「上から下へと読み進めよ」との指示を与えているからだ。この「三」点は、本来の大返りではなく、いわば連続符号の代替を果たす大下りとも称すべき存在だ。このような返り点に非ざる返り点を交えるA方式は、ただちに棄てるに如くは莫し。「上から下へと読み進めよ」との指示をすべて連続符号に負わせるB方式「三令五申之」を採るべきだ。B方式によって四字句への返り読みを処理することにしておけば、やはり本稿の冒頭で示した「其の父母に三年の愛有るか」についても、いかにも不自然なA方式「有三年之愛於其父母乎」は度外視し、見た目にもすっきり映るB方式「有三年之愛於其父母乎」で難なく処理できるだろう。

《明45調査報告》は、それなりに行き届いた内容の文書である。けれども、もはや経ること一〇餘年、然るべき改訂・補足を加えなければ、とうてい今日の使用に堪えるものではない。四字句への返り点は、その一例たるを失わないものと思考する。

四

残るのは語構成の問題だが、実のところ、これは問題とするに足りぬ問題である。

語構成を気にするのは、A方式「三令五申之」ならば、四字句が「三令」と「五申」から成ると明確にわかるが、B方式「三令五申

之」では、あたかも「三令五申」が一語のように見えてしまうので、甚だ不都合ではないのか、との懸念を抱くからだ。たしかに、《明45調査報告》が掲げた例文（九）（十）も、A方式に従って「欲取捨酌之」「未嘗不嘆息痛恨於桓靈也」としておけば、それぞれ四字句が「取捨」と「斟酌」、「嘆息」と「痛恨」から構成されていることがはっきりする。B方式「欲取捨酌之」「未嘗不嘆息痛恨於桓靈也」では、なるほど四字句「取捨斟酌」および「嘆息痛恨」の語構成が視覚的には捉えにくいわけだ。以前は私もA方式を採っておくほうが、連続符号で語構成が表される点で、B方式よりも好都合だと思っていた。⁶

しかし、改めて考えてみれば、語構成云々は、A方式を擁護すべく、場当たり持ち出した小理屈にすぎぬ可能性が高いだろう。そもそも返り点や連続符号は、語構成を表す符号ではない。あくまで訓読するさいの語順を示すための符号である。語構成を表すことがあったとしても、それはたまたま生じた副産物と称すべきであり、返り点と連続符号が持つ本来の機能ではない。連続符号は、あくまで返り点つまり下から上へと返り読みする符号とは逆方向に、上から下へと読み進めることを表す符号なのである。語構成に従って連続符号を付けようとするのは、何となく往時の合符の用法に引きずられた結果にすぎず、ありていに言って、現行の連続符号の機能とは本質的に無関係の話だ。たとえば、次の平易な一文である。

・救民於水火之中 *『孟子』滕文公下
(民を水火の中より救ふ)

現行の返り点法では、右のように返り点を打つのみ。連続符号は、まったく不要である。返り点によって語句が切断されるおそれは一切ないからだ。もし連続符号を語構成の明示に用いるのであれば、少なくとも「水―火」と付けることにならう。さらに「水―火―中」とする訓読者もいるかもしれない。場合によっては、「前置詞＋名詞」の構成を表すべく「於―水―火―中」と付けることすらあり得よう。

言うまでもなく、現在、その種の連続符号は使わない。「救―民―於―水火之中」と送り仮名を添え、「民を水火の中より救ふ」と書き下してこそ、はじめて語構成が明確になる仕掛けである。返り点と連続符号は、あくまで訓読の語順を示す符号であり、そもそも語構成とは無関係のはずだ。なまじA方式を擁護すべく「語構成を示すために連続符号を付ける」などと教えると、四字句への返り読みとは関係のない部分でも連続符号を付け、極端な場合には、有り得ないはずの「一」点と連続符号の同居、あるいは「上」点と連続符号の同居すら厭われない者が出てくる。実際、大学の教室で返り点の練習問題を課し、途中で連続符号を説明すると、必ず次のような返り点を打つ学生が現れるのだ。

・天將_下以_三夫_一子_為中_木鐸_{。*}『論語』八倍
(天 將_下に夫子_を以て木鐸_{と為}さんとす)

一瞥してわかるように、語構成を重んじて熟語ゆえに連続符号を用いるのだとすれば、熟語「夫子」「木鐸」に連続符号を付けた右のごとき返り点も可能となるはずなのである。

もちろん、右の返り点は誤りで、次のような返り点が正しい。

・天將_下以_三夫_子一_為中_木鐸_。

「一」点または「上」点と連続符号の同居が不可なのは、あくまで字単位で読みの順序を示そうとするからである。現行の返り点の体系を保持とうとするのであれば、熟語に連続符号を付けるという語単位の考え方は絶対に禁物だ。

すでに結論は明らかだろう。

A方式「三_コ令_五申_之」では、「三」点が返り点に非ざる返り点となり、あたかも連続符号のように上から下へと読み進める機能を「三」点に負わせることになる。しかも、「二字＋二字」に切りづらい四字句「三年之愛」に対してA方式「有_三三_年之_一愛_於其_父母_乎」を適用するのは、いかにも不自然だろう。どう考えてもA方式は不合理、あらずもがなの例外を生じ、無用な混乱をもたらすだけだ。必要な箇所には必ず連続符号を付けるのが通例となった今日、こうした「二…三…一」のごとき、その機能から見て返り点とは呼び得ぬ「三」点の類は、ただちに撤廃せねばなるまい。

一方、B方式「三_コ令_五申_之」を採用すれば、不自然な「三」点を使わずに済み、同じくB方式「有_三三_年之_一愛_於其_父母_乎」にも無理な点は見当たらない。やはりB方式こそが穩当にして合理的な返り点・連続符号の用法なのである。

〈附説〉 「有₁於₂N」構文の訓法と返り点

本誌第二十号の拙文中、末尾に加えた「〈附説〉『論語』陽貨「三年之

「愛」文の訓読について」において、前掲「有三年之愛於其父母乎」を「有₁於₂N」構文と一般化したうえで、「於」を置き字として扱い、「有₁N₂於₂N」のごとく、すなわち「其の父母に三年の愛有るか」と訓読するのが穏当ではないかと論じた。これは通常の訓法を再確認したまでの論議で、何か際立った新鮮味があるわけではない。

けれども、このたび、通常の訓法「有₁N₂於₂N」について再考を迫るような一句を目にしたので、ここで報告に及び、返り点に関する考察を深めておきたい。

問題の一句は、本稿でも主たる資料の一として掲げた『漢文紀事論説五百題』所載の〔江戸〕頼山陽「上₃茶山先生₁書」（茶山先生に上つる書）中に見える。左のごとく、わずか六字から成る一句だ。当該書の返り点・送り仮名をそのまま付けて掲げる。慎重を期して、書き下し文も添えておこう。

・有₁養₂鶴₃者₄於₅此₆。
（鶴を養ふ者 此に有り）

平易な字句で、「養₂鶴₃者₄」をN₁、「此₆」をN₂とする「有₁N₂於₂N」構文だ。

ただし、「有₁N₂於₂N」構文に用いられる通常の訓法「有₁N₂於₂N」とは、訓読の語順に食い違いが見られることもたしかだろう。そこで、やはり「有₁N₂於₂N」に適合するよう訓読を改めてはどうかと思うわけだが、ここではたとえ手が止まるのだ。

N₁「養鶴者」、N₂「此」であるから、通常の訓法に従えば、結果として「此に鶴を養ふ者有り」と訓読するのは明らかだろう。ところが、

「此」から「鶴」に「一・二」点で返し、さらに「鶴」から「養」に「レ」点で返るまでは順調だが、「者」から「有」に返そうとする時点で、大いに困惑することとなる。つまり、次のような返り点を打ったうえで、さらに「者」から「有」に返るには、どのような返り点を使えばよいのか。

・有₁養₂鶴₃者₄於₅此₆。

「者」に「上」点、「有」に「下」点を付けるわけにはゆかぬ。「下::二::上::一」のごとく、「一・二」点と「上・下」点が交錯関係に陥ってしまふからだ。同じ理由により、「甲・乙」点や「天・地」点で返すのも不可となる。

となれば、「此に鶴を養ふ者有り」と訓読しようとするかぎり、次のように「三・四」点を掛けるより仕方ないわけだ。已むを得ぬとはいえ、甚だ不都合な事態である。

・有₁養₂鶴₃者₄於₅此₆。

何が不都合なのは、一目瞭然だろう。本稿で何とか排斥しようとした「三」点の例外的な用法、すなわち「二」点の下方に位置する「三」点が見れることになってしまふのである。

『漢文紀事論説五百題』の編者たる三尾重定は、このような返り点の打ち方を避けようとしたのではないか。そこで、「有₁N₂於₂N」構文を通じて「有₁N₂於₂N」と訓ずることを承知のうえで、ここでは敢えて例外的に「有₁N₂於₂N」すなわち「鶴を養ふ者 此に有り」と訓ずることに

したのではないか。御都合主義と言えば、御都合主義だ。しかし、「二」点の下方に「三」点が位置する不自然な返り点を避けるには、それなりに合理的な措置なのである。

なぜ、こうした問題を気にせず、通常の訓法「有_レN_三於N_二」が罷り通ってきたのかと言えば、「有_レN_三於N_二」構文の「N_一」が多くは単純な名詞だから成っているからだ。本誌第二十号〈附説〉に掲げた例を再掲してみれば――

・有_レ寵_二於僖公_一（僖公に寵有り） * 『左伝』莊公八年

・夫子固有_三惑_二志於公伯寮_一（夫子固より公伯寮に惑志有り） * 『論語』憲問

『論語』憲問

・凡_有四_レ端_{於我}者（凡そ我に四端有る者） * 『孟子』公孫丑上

・彌子瑕有_レ寵_二於衛君_一（彌子瑕 衛の君に寵有り） * 『韓非子』説難

難

・我有_三積_二怨深怒於齊_一（我齊に積怨深怒有り） * 『戦国策』燕

二

たとえ「有」が「無」に入れ替わっても、訓法は変化しない。

・功無_レ二_三於天下_一（功は天下に二無し） * 『史記』韓信伝

いずれも「N_一」に当たる語句は「寵」「惑志」「四端」あるいは「二」のごとき単純な名詞である。唯一「積怨深怒」が四字から成るとはいえ、「積怨」と「深怒」の並列構造であるから、返り点は不要。「N_一」が一つの名詞か、二つの名詞の並列であれば、通常の訓法「有_レN_三於N_二」ど

おり返り点を打つのに支障はない。

頼山陽の「有養鶴者於此」と同じく末尾を「於此（斯）」に作る例を、さらに本誌第二十号〈附説〉の例から引いてみれば――

・有_三美_二玉於斯_一（斯に美玉有り） * 『論語』子罕

・今有_三璞_二玉於此_一（今此に璞玉有り） * 『孟子』梁惠王下

・有_三楚_二大夫於此_一（此に楚の大夫有り） * 『孟子』滕文公下

けれども、問題の「有養鶴者於此」のごとく、「N_一」が「養鶴者」のごとき修飾構造、すなわち修飾語「養鶴」の内部で〈動詞「養」+名詞「目的語」「鶴」ゆえに「レ」点をつけてから被修飾語の名詞「者」に進むような修飾構造となったとたん、通常の訓法「有_レN_三於N_二」を適用しようとしても、「N_一」の中核名詞「者」から上方の「有」へと転倒するさい、返り点に窮することになってしまうのである。

「養_レ鶴_者」は、決して複雑な構造ではない。わずか二字の修飾語「養_レ鶴_者」が被修飾語「者」に掛かっているだけだ。けれども、修飾語「養_レ鶴_者」が「レ」点が必要とする構造であるため、続けて「者」から「有_レ鶴_者」へとどす段になって立ち往生するはめになってしまう。同じく修飾構造とはいえ、右の第三例「楚大夫」であれば、内部に返り読みを必要としないため、そのまま二つの連続符号を用いて「楚_レ大夫_レ」と三字を結んでおけば事が済むのだが。

果たして、「者」から「有」へと返るには、どのような返り点を用いればよいのだろうか。すでに見たとおり、「上・下」点では、「一・二」点と交錯してしまう。「三・四」点でも、「三」点が「二」点の下方に位置する不自然な事態、すなわち返り点に非ざる返り点を使わざるを得な

い。

こうした不都合を回避する唯一の方策は、実際に『漢文紀事論説五百題』が訓じてみせているように、通常の訓法「有_レN_三於N_二」を暫く放棄し、臨時の措置として「有_レN_二於N_三」すなわち「有_レ養_レ鶴者於此_一」と訓読するよりほかにないだろう。

要するに、頼山陽の一句「有養鶴者於此」に、あくまで通常の訓法「有_レN_三於N_二」をそのまま適用しようとする、どうしても返り点に無理が生ずる。そこで、通常の訓法「有_レN_三於N_二」を一時的に放棄し、例外的に「有_レN_二於N_三」と読むのを許容するしかないわけだ。換言すれば、訓法を優先するのか、返り点の原則を優先するのか、という問題にもなり得る。さらには、「有_レN_三於N_二」を通常の訓法とする前提それ自体に問題があるのかもしれないし、また返り点の体系そのものに欠陥があるのかもしれない、という話にも発展し得るはずだ。むろん、「養鶴」を「養_レ鶴」と返り読みするのを放棄して、「養鶴者」三字はそのまま音読みするものと腹を据え、いささかぶっきらぼうに「有_レ養_レ鶴者於此_一」（此に養鶴者有り）と訓読しておけば、取り敢えず「有_レN_三於N_二」構文の通常の訓法「有_レN_三於N_二」に合致させることはできるけれども。

『漢文紀事論説五百題』の編者を務めた三尾重定は、たぶん返り点の原則を重んじたのであろう。とはいえ、訓法を優先する立場も十分にあり得る。いや、むしろ、返り点の原則よりも訓法を重視するほうが自然かもしれない。符号の用法の一貫性に比べれば、訓法の一貫性のほうが重要だ、と考える向きは決して少なくないだろう。果たして、どちらを優先すべきか。

いずれにせよ、頼山陽の平易な当該「有養鶴者於此」一句が、訓読という営為について再考を迫る性質を秘めていることに間違いはあるまい。

訓読者の訓読観が問われる場面の一である。漢文訓読という伝統的な営為を続けてゆこうとする以上、「これは、たまたま生じた例外でして」のごとき御都合主義では、漢文訓読に対する不信を助長するだけだ。なぜなら、さっと現代中国語で一読、念のため「於此」を『漢語大詞典』で調べて釈義①「在此」を当てはめさえすれば、「有養鶴者於此」など、いとも容易に処理できるからである。「者」から「有」へと返す適切な返り点が見当たらない——そんな些事で困り果てるような漢文訓読などやめてしまえと言われても、それこそ返す言葉に窮するだろう。

最後に、本論と〈附説〉それぞれの問題意識を簡略に具体例を用いてまとめておく。いずれも「有_レN_三於N_二」構文に関わる問題である。前者は本誌第二十号の拙文に記した趣旨と重複するが、決して無駄にはならないだろう。「意味さえわかれば、返り点の打ち方など、どうでもよいではないか」と考える向きは、ちょっと席を外していただきたい。「現代中国語の発音で漢文を直読すれば、そもそもこんなつまらぬ問題が起こるはずもない」と言う方々にも暫しの沈黙を願うこととする。

◇「有三年之愛於其父母乎」（『論語』陽貨）を「其の父母に三年の愛あるか」と訓読する場合、どのように返り点・連読符号を用いるべきか。

◇「有養鶴者於此」（『江戸』頼山陽「上」茶山先生書）は、どう訓読し、いかなる返り点を打つべきか。そのさい、「有_レN_三於N_二」構文に関する通常の訓法「有_レN_三於N_二」との整合性をどう考えるべきか。

注

①『和刻本正史』『史記』（縮印版）（二）（汲古書院、昭和四十七年）七一〇頁下は、

- 音合符・訓合符すなわち今日に謂う連続符号（ハイフン）の類こそ見られないものの、「三令五申（さんれいごしん）」のごとく、明らかにA方式の返り点を付けている。
- (2) 《和刻本経書集成》第四輯（汲古書院、昭和五十二年）に収められた三種の「論語」は、いずれも「三年……」を語順のままに読み下げてから「有」に返すべく、「有三年之愛於其父母乎」（三年の愛、其の父母に有りや）のごとく返り点を加えている。「有……乎」の読みは、「有れや」「有るか」のように揺れがあるけれども。なお、石川洋子「近世における『論語』の訓読に関する研究」（『新典社研究叢書』268、新典社、平成二十七年）五〇〇頁には、変則的な返り点を用いた例として、鈴木服「論語参解」の「有三年之愛於其父母乎」が紹介されている。言うまでもなく、この「下……上……」のように「二」点と「上」点と「下」点とが交錯する打ち方は、現行の返り点法では認められない。
- (3) 明治四十五年（一九一二年）三月二十九日付「官報」第八六三〇号所載。今、適宜に句点を加え、片仮名を平仮名に改めた。また、右に寄せて小さく印刷された「等」字も、便宜上、並みの大きさに記す。読み仮名は、すべて恣意による。この《明45調査報告》は、簡便には漢詩・漢文教材研究会「編」《漢詩・漢文解釈講座》別巻「訓読百科」（昌平社、一九九五年）四五六〜四六三頁に見える。引用部分は、当該書四五八頁下にある。
- (4) 『増補日本外史』各冊の題簽には「頼久太郎著」とある。第十二冊の巻末に見える奥付によると、当書は刊行年と同じ明治十三年（一八八〇）に「再版御届／出版」とあり、明治十五年（一八八二）にも「別製本御届」と記されている。明治十年代に広く普及した『日本外史』の版本と考えてよいだろう。頁数を洋書風に付けた和装本である。
- (5) 『漢文紀事論説五百題』各冊の題簽には「三尾重定編纂」とあり、版心は『漢文記事論説五百題』に作る。和装本である。
- (6) 拙共著『漢文訓読入門』（共著者：湯城吉信、明治書院、平成二十三年）五四頁。
- (7) 黒澤辰三郎「編」『日本名家手簡』（日高有隣堂、明治三十八年）三〇頁は、頼山陽「上蒼茶山先生書」の当該一句に「有養鶴者於此」のごとく返り点を加えている。送り仮名が見えないため、どのように訓読しているのか、確たる保証はないが、「於」にレ点を付けていることから見て、「於」を置き字扱いせず、直接に助詞「に」を当て、おそらくは「有養鶴者於此」（鶴といふ者を此に養ふ有り）と訓じているのだろう。「鶴」者（つる）は、「鶴者」（鶴なる者）と訓読していたのかもしれない。いずれにせよ、「此」から読み上げて「養鶴者」（鶴を養ふ者）と読むと、「者」から「有」への返り点に窮するため、敢えて「養」と「鶴」とを切り離して「鶴」と「者」とをつなげ、動詞「養」の下接要素「鶴者於此」四字を、ほぼ語順のままに読み下す。

る。むろん、句中の「於」を置き字として扱う現行方式に則れば、「有養鶴者於此」と返り点を打つことになろう。巧みと言えば巧みな訓読だが、「鶴者」または「鶴者」が少しく不自然に映ることは否めまい。何とか形式だけでも通常の訓法「有_レN₁於N₂」に近づけようと、文法構造よりも返り点の便宜を優先した苦肉の策と称すべき訓読ではあるまいか。なにしろ明治三十八年当時の不安定な返り点ゆえ、もしかすると当該「有養鶴者於此」は、今日ならば連続符号をも用いて「有養鶴者於此」とすべきところ、すなわち「此に養鶴者有り」と訓読せよとの指示なのかもしれない。